

資料 1 - 1 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会要綱

(設置)

第1条 今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策を審議するため、佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、この要綱の施行の日から諮問事項の審議が終了する日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等
- (2) 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化

(委員)

第4条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げる者を除くほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、審議会の設置期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

- 2 団体の推薦により委嘱された委員がやむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、当該団体に所属する者が代理人として会議に出席できるものとする。
- 3 会長が必要と認めた場合は、関係者の意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、教育庁教育政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月25日から施行する。